

第8回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年 2月27日 開会
平成30年 2月27日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年2月27日 第8回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後3時10分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 高橋 博 勝
振興係長 小川 裕 之

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について
日程第 5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について
日程第 7 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第8回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号3番香川委員、4番石塚委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書2ページをお開き願います。報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成30年2月27日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の14件であります。3ページをご覧ください。賃貸人は、北町に住所を有する方、賃借人は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成26年12月22日に賃貸借されましたが、平成30年2月16日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。4ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方、賃借人は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成26年12月22日に賃貸借されましたが、平成30年2月16日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。5ページをご覧ください。賃貸人は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は、川上に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、平成27年3月10日に賃貸借されましたが、平成30年2月16日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買されるための解約であります。6ページをご覧ください。賃貸人は、栄徳に住所を

有する方、賃借人は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成21年12月1日に賃貸借されましたが、平成30年1月19日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。7ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方、賃借人は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成27年12月1日に賃貸借されましたが、平成30年1月19日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。8ページをご覧ください。賃貸人は、栄穂に住所を有する方、賃借人は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成21年12月1日に賃貸借されましたが、平成30年1月19日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。営農を廃止するための解約であります。9ページをご覧ください。賃貸人は、栄穂に住所を有する方、賃借人は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年4月27日に賃貸借されましたが、平成30年2月6日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。営農を廃止するための解約であります。10ページをご覧ください。賃貸人は、本別町に住所を有する方、賃借人は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成21年12月1日に賃貸借されましたが、平成30年1月19日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。11ページをご覧ください。賃貸人は、埼玉県に住所を有する方ほか3名の共有名義、賃借人は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成28年12月1日に賃貸借されましたが、平成30年1月19日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。12ページをご覧ください。賃貸人は、富川に住所を有する方、賃借人は、美園に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成16年3月1日に賃貸借されましたが、平成30年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲に伴う解約であります。13ページをご覧ください。賃貸人は、美園に住所を有する方、賃借人は、美園に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成22年1月29日に賃貸借されましたが、平成30年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲に伴う解約であります。14ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方、賃借人は、美園に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりでありま

す。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成28年12月1日に賃貸借されましたが、平成30年2月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲に伴う解約であります。15ページをご覧ください。賃貸人は、生剛に住所を有する方、賃借人は、静内に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成27年4月28日に賃貸借されましたが、平成30年2月5日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買されるための解約であります。16ページをご覧ください。賃貸人は、共栄に住所を有する方、賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成26年4月24日に賃貸借されましたが、平成30年2月5日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と 賃貸借17件、使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、はじめに所有権移転案件、番号30番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書18ページをご覧ください。議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年2月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件17件、使用貸借案件1件でございます。番号30番、譲渡人は、生剛に住所を有する方、譲受人は、南町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、11筆合わせまして、159,568平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売り渡す。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書24ページから3条番号30の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号30番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安

定を図るため買い受ける内容であり、2月7日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの説明に対し、質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号30番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号30番は、原案のとおり決定いたしました。それでは、次に利用権設定案件、番号31番～48番について審議いたします。初めに番号31番～43番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号31番、貸主は、栄穂に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、7筆合わせまして、94,303平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。議案書19ページをご覧ください。番号32番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、10,346平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号33番、貸主は、本別町に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4筆合わせまして、33,041平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号34番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2,611平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号35番、貸主は、栄穂に住所を有す

る方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、26筆合わせまして、133,953.25平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、離農により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号36番、貸主及び借主は栄穂に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、22,948平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたので、新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号37番、貸主は、本別町に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、6筆合わせまして、37,619平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号38番、貸主は、埼玉県に住所を有する方ほか3名の共有名義、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4筆合わせまして、37,539平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号39番、貸主は、富川に住所を有する方、借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、8筆合わせまして、57,961平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により新たに貸し付ける。借主は、経営移譲を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。議案書21ページをご覧ください。番号40番、貸主及び借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5筆合わせまして、44,995平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記理由により新たに貸し付ける。借主は、経営移譲を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。番号41番、貸主は、幕別町に住所を有する方、借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、15筆合わせまして、38,323平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、下記

理由により新たに貸し付ける。借主は、経営移譲を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。番号42番、貸主及び借主は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、6,123平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借人の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号43番、貸主は、豊頃町に住所を有する方ほか12名の共有名義、借主は、豊頃町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、113,000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成34年11月30日までの4年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書27ページから42ページに、3条番号31から43までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号31番～38番について、地区担当委員の森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○森委員 番号31番、32番、33番、34番、35番、37番、38番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、2月6日現地を確認しました。また、番号36番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、2月16日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号39番について、地区担当委員の香川委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○香川委員 番号39番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営移譲を受けるため新たに賃貸借を締結した農地を借り受ける内容であり、2月16日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号40番、41番について、地区担当委員は私ですが、代わって地区担当委員長の木南委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号40番、41番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営移譲を受けるため新たに賃貸借を締結した農地を借り受ける内容であり、2月7日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号42番、43番について、地区担当委員の廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号42番、43番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、2月13日現地を確認したところ、どちらも、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号31番～43番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号31番～43番は、原案のとおり決定いたしました。それでは、次に番号44番、45番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番、大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室・着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書22ページをご覧ください。番号44番、貸主は、共栄に住所を有する方、借主は、大平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、29,092平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたので、新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号45番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、大平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、48,230平方メートル、実耕作面積は、24,662平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたので、新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書43ページから44ページに、3条番号44、45の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号44番について、地区担当委員の石塚委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石塚委員 番号44番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、2月3日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許

可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号45番について、地区担当委員に代わり、小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号45番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、2月10日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号44番、45番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号44番、45番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第1号の番号44番、45番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に番号46番～48番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号46番、貸主は、東山町に住所を有する方、借主は、静内に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、3筆合わせまして、60,644平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたので、新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号47番、貸主は、共栄に住所を有する方、借主は、長崎県に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、85,262平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号48番、貸主及び借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、18筆合わせまして、139,831.45平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営移譲を行うため、子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により申請地を借り受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第

3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書45ページから、3条番号46から48までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号46番について、地区担当委員の石塚委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石塚委員 番号46番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、2月3日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号47番について、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

高木委員 番号47番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため借り受ける内容であり、2月7日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号48番について、地区担当委員は私ですが、代わって地区担当委員長の木南委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号48番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営移譲を行うため、息子さんと使用貸借を締結した申請地を借り受ける内容であり、2月7日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号46番～48番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号46番～48番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第6、議案第2号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書48ページをご覧ください。議案第2号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定より、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成30年2月27日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書49ページよりご説明申し上げます。賃貸借案件11件の内容であります。番号26番。利用権の設定等を受ける者は、常室に住所を有する方、利

用権の設定等をする者は、埼玉県所沢市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、10,267平方メートル、実耕作面積は、9,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号27番。利用権の設定等を受ける者は、常室に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、函館市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、13,907平方メートル、実耕作面積は、11,986平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号28番。利用権の設定等を受ける者は、幾千世に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、幾千世に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、6筆合わせまして、38,254.05平方メートル、実耕作面積は、33,133.05平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号29番。利用権の設定等を受ける者は、幾千世に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、幾千世に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、9筆合わせまして、68,726平方メートル、実耕作面積は、61,771平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号30番。利用権の設定等を受ける者は、万年に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、札幌市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、6,195平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号31番。利用権の設定等を受ける者は、万年に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、住吉町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、43,302平方メートル、実耕作面積は、40,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書50ページをご覧ください。番号32番。利用権の設定等を受ける者は、稲穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、苫小牧市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、28,757平方メートル、実耕作面積は、27,757平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号33番。利用権の設定等を受ける者は、稲穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、

帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、12,673平方メートル、実耕作面積は、11,673平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号34番。利用権の設定等を受ける者は、稲穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、稲穂に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、45,128平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号35番。利用権の設定等を受ける者は、幾千世に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、稲穂に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして、67,811平方メートル、実耕作面積は、65,611平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号36番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、寿町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、57,174平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年2月28日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書51ページから、番号26から36までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○小川議長 次に日程第7、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書62ページをご覧ください。議案第3号。農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、浦幌町長から決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議されたい。平成30年2月27日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書63ページよりご説明申し上げます。売買案件1件の内容であります。番号37番。所有権の移転を受ける者は、豊頃町に住所を有する方、所有権の移転をする者は、豊頃町に住所

を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、51,321平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は、平成30年2月28日。対価の支払期限は、平成30年3月30日。土地の引渡時期は、平成30年2月28日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案書64ページに、番号37の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第8、議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書66ページをご覧ください。議案第4号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条並びに農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。平成30年2月27日提出。浦幌町農業委員会会長。農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられています。農業委員会は、この報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっています。議案書68ページをご覧ください。農地所有適格法人の要件については、農地法第2条第3項で会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。組合員、株主又は社員が農地法第2条第3項第2号イからチに規定される者でなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件の4要件が定められています。議案書66ページから67ページに記載しています21法人につきまして、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間に事業年度終了に伴い農地所有適格法人報告書の提出があり、只今説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第8回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時10分閉会